自衛官以外の隊員が職務上必要な射撃を行う場合の手続等に関する訓令を次のように定める。

平成14年1月11日

防衛庁長官 中谷 元

自衛官以外の隊員が職務上必要な射撃を行う 場合の手続等に関する訓令

改正 平成14年 3月18日庁訓第 4号 改正 平成18年 3月27日庁訓第 12号 改正 平成18年 7月28日庁訓第 83号 改正 平成19年 1月 5日庁訓第 1号 改正 平成19年 8月30日庁訓第145号 改正 平成21年12月25日省訓第 66号 改正 平成22年 6月30日省訓第 29号 改正 平成26年 3月31日省訓第 23号 改正 平成27年10月 1日省訓第 39号

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛官以外の隊員(自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。)、陸上自衛隊高等工科学校の生徒並びに予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。以下同じ。)が、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第3条第1項第1号の規定に該当するものとして、職務上必要な射撃を行う場合の基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 小銃等 自衛隊の保有する小銃又はけん銃
 - (2) 部隊体験研修 自衛官以外の隊員を対象とし、部隊等で自衛官に準じる生活を行いつつ、基本教練、戦闘訓練等自衛官として最低限必要とされるような事柄について体験を行わせ、自衛官との知識・経験の共有及び一体感の醸成を図ることを目的として実施される研修
 - (3) 官房長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、情報本 部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官
 - (4) 幕僚長 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長

- (5) 部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関 (射撃を行う場合の基準)
- 第3条 自衛官以外の隊員の射撃は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに 、第5条に規定する防衛大臣の承認を得て行うことができる。
 - (1) 装備品等の調達、補給、管理及び研究開発に現に携わり、又は携わることが予定されている者のうち、職務上、直接小銃等の知識・経験を必要とする者に対して、職務の安全性、的確性等の確保のために射撃を行わせることが必要な場合
 - (2) 別途防衛大臣の定める政策の企画及び立案に参画させ、又は上級の管理者として勤務させるために実施される教育の一環として、部隊体験研修に参加している者に対して、自衛官の職務内容や勤務の実態についての理解を深めさせるために射撃を行わせることが必要な場合

(射撃の実施)

- 第4条 自衛官以外の隊員の射撃は、官房長等又は幕僚長が自衛隊の管理する射撃場において、小銃等を使用して実施するものとし、官房長等が実施する場合は、 幕僚長に依頼し必要な支援を得るものとする。
- 2 幕僚長は、自衛官以外の隊員の射撃を実施する場合又は前項の依頼を受けた場合は、次条に規定する実施計画に基づき、部隊等の長に対し自衛官以外の隊員の射撃の支援を命ずるものとする。

(実施の承認)

- 第5条 官房長等又は幕僚長は、自衛官以外の隊員の射撃を実施することが必要な場合には、次に掲げる事項を内容とする実施計画を作成し、防衛大臣に申請し、 その承認を得なければならない。
 - (1) 実施の必要性
 - (2) 実施日時
 - (3) 射撃場名及び支援部隊等名
 - (4) 射撃を行う自衛官以外の隊員の所属、職務の級及び氏名
 - (5) 実施要領(使用する小銃等の名称、射距離、射撃方法、射撃弾数等)
 - (6) 安全管理のための措置
 - (7) その他必要な事項

(射撃の調整)

- 第6条 官房長等は、前条の実施計画を作成する場合には、あらかじめ自衛官以外 の隊員の射撃の実施についての支援を依頼する幕僚長と実施計画の内容について 必要な調整を行わなければならない。
- 2 官房長等は、前条の防衛大臣の承認を得た後、幕僚長に自衛官以外の隊員の射撃の実施についての支援を依頼するものとする。

(実施の報告)

第7条 自衛官以外の隊員の射撃を実施した官房長等及び幕僚長は、速やかにその 実施状況を防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

- 第8条 官房長等及び幕僚長は、この訓令の実施に関し必要な事項を定めることが できる。
- 2 官房長等及び幕僚長は、前項の規定により必要な事項を定めた場合には、防衛大臣に報告するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年1月11日から施行する。 附 則(平成14年3月18日庁訓第4号) この訓令は、平成14年3月27日から施行する。
 - この訓令は、平成14年3月27日から施行する。 附 則(平成18年3月27日庁訓第12号)
- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。 附 則(平成18年7月28日庁訓第83号)
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。 附 則(平成19年8月30日庁訓第145号)
- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。 附 則(平成21年12月25日省訓第66号)
- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。 附 則(平成22年6月30日省訓第29号)
- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。
 附 則(平成26年3月31日省訓第23号)
 - この訓令は、平成26年4月1日から施行する。 附 則(平成27年10月1日省訓第39号)
- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。